

## 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 3 年 4 月 27 日（火曜日）午前 10 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 6 号））

日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）

日程第 6 承第 4 号 専決処分の承認について（令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 24 号））

日程第 7 議第 59 号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議第 60 号 令和 3 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議第 61 号 令和 3 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議第 62 号 令和 3 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 委員会提出議案第 3 号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議について

日程第 12 下呂市議会常任委員の選任について

日程第 13 下呂市議会運営委員の選任について

（追加日程）

追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件

追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について

追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件

追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について

追加日程第 5 下呂市議会特別委員の選任について

---

## 出席議員（14 名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 議長   | 中 島 達 也 | 1 番  | 鷲 見 昌 己 |
| 2 番  | 田 口 琢 弥 | 3 番  | 飯 塚 英 夫 |
| 4 番  | 森 哲 士   | 5 番  | 田 中 喜 登 |
| 6 番  | 尾 里 集 務 | 7 番  | 中 島 ゆき子 |
| 8 番  | 田 中 副 武 | 9 番  | 今 井 政 良 |
| 10 番 | 伊 藤 厳 悟 | 11 番 | 一 木 良 一 |
| 12 番 | 吾 郷 孝 枝 | 13 番 | 中 島 新 吾 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|                      |         |           |         |
|----------------------|---------|-----------|---------|
| 市 長                  | 山 内 登   | 副 市 長     | 田 口 広 宣 |
| 教 育 長                | 細 田 芳 充 | 会 計 管 理 者 | 熊 崎 美津恵 |
| 総 務 部 長              | 河 尻 健 吾 | 市 長 公 室 長 | 野 村 穰   |
| 教 育 委 員 会<br>事 務 局 長 | 吉 田 修   | 建 設 部 長   | 野 村 直 己 |
| 観 光 商 工 部 長          | 細 江 博 之 | 環 境 部 長   | 小 畑 一 郎 |
| 健 康 福 祉 部 長          | 今 瀬 成 行 | 金 山 病 院 長 | 加 藤 和 男 |
| 農 林 部 長              | 都 竹 卓   | 生 活 部 長   | 藤 澤 友 治 |
| 消 防 長                | 遠 藤 英 幸 | 金 山 振 興 長 | 澤 田 勤 之 |
| 萩 原 振 興 長            | 松 井 克 彦 | 下 呂 振 興 長 | 河 合 正 博 |
| 馬 瀬 振 興 長            | 見 廣 洋 始 | 小 坂 振 興 長 | 中 原 則 之 |

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |         |     |       |
|-------------|---------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 加 藤 鈴 彦 | 書 記 | 今 井 満 |
|-------------|---------|-----|-------|

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也君）

改めて、おはようございます。今日は御苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しています。  
これより令和3年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 一木良一君、12番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中島達也君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
定期監査結果報告及び例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

---

◎承第2号から承第4号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第4、承第2号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号））、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）、日程第6、承第4号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市一般会計補正予

算（第24号））、以上3件を一括議題といたします。

承第2号について提案理由の説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

承第2号 専決処分の承認について（令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、その承認を求める。令和3年4月27日提出。

提案理由でございます。企業債償還金におきまして不足額が生じたことから専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和3年3月23日付の専決処分書でございます。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を補正するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,454万1,000円は、損益勘定留保資金で補填いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,000円減額し1億2,134万6,000円、第2項企業債償還金を1,000円増額し8,792万4,000円とするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

1項建設改良費の1,000円の減額は、2項企業債償還金の不足額に充てるため、1目有形固定資産購入費の不用額を補正するものでございます。

2項企業債償還金の1,000円の増額は、企業債償還元金の支払いに不足が生じたため、その不足額を補正するものでございます。

5ページ以降は予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表等でございます。

以上で、令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、承第3号及び承第4号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の 9 ページをお開きください。

承第 3 号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。  
令和 3 年 4 月 27 日提出。

提案理由でございます。地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお開きください。

令和 3 年 3 月 31 日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、36ページをお開きください。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要。(1)個人住民税均等割・所得割の非課税限度額について、基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いに改めます。第 1 条による改正中第24条、第36条の 3 の 3 第 1 項、附則第 5 条関係でございます。

(2)扶養親族申告書及び退職所得申告者の電子提出に係る税務署長の承認の廃止について規定します。第 1 条による改正中第36条の 3 の 2、第36条の 3 の 3 第 4 項、第53条の 9 関係でございます。

(3)セルフメディケーション税制の延長に伴い、対応する規定を改めます。第 1 条による改正中附則第 6 条関係でございます。

(4)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第 1 条による改正中第53条の 8、第81の 4、附則第10条の 2、第15条の 2 の 2、第16条第 1 項から第 4 項、第16条の 2、第22条、第 2 条による改正中第48条、第50条、第52条、附則第 4 条関係でございます。

(5)土地に係る負担調整措置の適用期限を延長し、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り宅地等及び農地に係る令和 3 年度の課税標準額を前年度の課税標準額に据え置く措置に対応するよう規定します。第 1 条による改正中附則第11条、第11条の 2、第12条、第13条、第15条関係でございます。

(6)軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限が 9 か月延長されることに伴い、対応する規定を改めます。第 1 条による改正中附則第15条の 2 関係でございます。

(7)自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例（軽減税率）について、重点化を行った上で 2 年間延長する規定を改めます。第 1 条による改正中第16条第 6 項から第 8 項関係でございます。

(8)控除期間を13年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例の延長により、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額からの控除に対する規定を改めます。第 1 条による改正中附則第26条関係でございます。

(9)この条例は、令和３年度４月１日から施行します。（ただし、一部は令和４年１月１日、令和６年１月１日から施行します）。附則第１条関係でございます。

(10)市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について定めます。附則第２条から第４条関係でございます。

引き続き39ページをお願いします。

承第４号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第24号））。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。  
令和３年４月27日提出。

提案理由でございます。令和２年度農業施設災害復旧費県補助金の交付決定により、現年補助農業施設災害復旧事業の財源補正の必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

40ページをお開きください。

令和３年３月31日付の専決処分書でございます。

41ページをお願いします。

それでは、令和２年度下呂市一般会計補正予算（第24号）の詳細説明を申し上げます。

令和２年度下呂市の一般会計補正予算（第24号）は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億1,336万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも290億1,838万3,000円とするものでございます。款項の区分金額等は第１表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書にて説明をいたしますので、44ページをお開きください。

歳入でございます。

17款県支出金、２項県補助金、９目災害復旧費県補助金、農業施設災害復旧費補助金１億1,336万6,000円の増額は、令和２年度の交付額が令和３年３月定例議会最終日に議決をいただいた一般会計補正予算（第23号）の後に確定したためでございます。

45ページをお開きください。

歳出でございます。

11款災害復旧費、１項農林水産業施設災害復旧費、２目農業施設災害復旧費は、財源の補正で、歳入で説明いたしました県補助金が確定したことに伴い、県支出金を増額し、一般財源を減額するものでございます。

なお、この災害復旧事業は繰越事業であり、交付決定に伴う繰越財源補正が必要となったものでございます。

次に、14款予備費は、歳入歳出額の財源調整として１億1,336万6,000円を増額するものでございます。本来なら財政調整基金に積み立てるべきものでございますが、基金の積立処理が既に行われていたため、予備費に計上したものでございます。これにより令和２年度決算の繰越金が増えることとなりますが、令和３年度で基金に積み立てる処理を行う予定でございます。

以上で、承第４号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第24号））の説明を終わります。２議案についてよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也君）

これより本３件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本３件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本３件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第２号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第６号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第２号については承認することに決定いたしました。

承第３号 専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第３号については承認することに決定いたしました。

承第４号 専決処分の承認について（令和２年度下呂市一般会計補正予算（第24号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第４号については承認することに決定いたしました。

---

◎議第59号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第７、議第59号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第59号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の47ページをお開きください。

議第59号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年4月27日提出。

提案理由でございます。令和3年4月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。49ページをお開きください。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要。(1)職員定数を改めます。まず、監査委員の事務部局の実数を2人から3人に改めます。増減理由につきましては、課長職配置によるものでございます。次に、教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関の定数のうち兼任を2人といたします。増減理由につきましては、南北給食センター長兼任によるものでございます。第2条関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第59号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第59号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕



討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第59号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決すること  
に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第60号から議第62号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（中島達也君）

日程第8、議第60号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）、日程第9、議第61号  
令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第10、議第62号 令和3年度下呂市立  
金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題といたします。

議第60号から議第62号までの3件について提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第60号から議第62号までの補正予算につきまして、提案理由の御説  
明を申し上げます。

今回の補正予算は、6月補正までの間に対処が必要な経費を上程させていただいております。

1点目は、新型コロナウイルスに係るもので、国が進める低所得者の子育て世帯、その中でも今  
回はひとり親世帯に対する生活支援特別支援給付に係る増額及び下呂温泉まつり花火ミュージカ  
ルを中止し、花火物語として時期を繰り上げて分散開催するための組替え。

2点目は、令和2年7月豪雨災害に係るもので、小坂地域落合浄水場の導水管改良や下呂温泉  
の湯量確保に向けた源泉復旧に係る増額、その他として金山病院の当直医師確保のための増額な  
どが主な補正内容でございます。

詳細につきましては、担当部長が説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

##### ○議長（中島達也君）

次に、議第60号について詳細説明を求めます。

総務部長。

##### ○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第60号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げま  
す。

議案書の51ページをお開きください。

令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,416万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも241億5,347万2,000円とするものでございます。款項の区分金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年4月27日提出。

事項別明細書にて説明をいたします。54ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、国庫補助金1,851万2,000円の増額でございます。これは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）に係る国庫補助金でございます。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は565万円の増額でございます。これは、令和2年7月豪雨で被災した源泉を復旧させるための工事に対する補助金の財源として、温泉地再開基金から繰り入れるものでございます。

55ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は24万2,000円の増額でございます。内容は、岐阜県東京事務所へ派遣している市職員の移住定住促進事業に係る関係人口及び移住定住活動のための活動が掌握できたため、必要経費を計上するものでございます。

その下、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,851万2,000円の増額でございます。内容は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）の給付金に係る事業費分1,720万円と事務費分131万2,000円でございます。

なお、対象児童は344人を見込んでおります。

56ページをお開きください。

7款商工費、2項観光費、2目観光振興費は565万円の増額でございます。内容は、温泉保護費として令和2年7月豪雨で被災した源泉を復旧させるための工事に対する緊急支援補助金565万円でございます。

また、予算の増減はございませんが、下呂温泉まつりの花火ミュージカルの中止に伴い、下呂温泉まつり負担金を650万円減額し、その代替で花火物語として時期を繰り上げて分散開催する経費の花火物語追加公演負担金650万円を増額する組替えを計上しております。

その下で、14款予備費につきましては、歳入歳出額の財源調整として24万2,000円を減額するものでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中島達也君）

次に、議第61号について詳細説明を求めます。

生活部長。

#### ○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和３年度下呂市水道事業会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議第61号 令和３年度下呂市水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和３年度下呂市水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条は、令和３年度下呂市水道事業会計予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億１,１４８万３,０００円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金１億９,４２４万８,０００円及び消費税資本的収支調整額１,７２３万５,０００円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億１,１５０万４,０００円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金１億９,３２５万８,０００円及び消費税資本的収支調整額１,８２４万６,０００円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとさせていただきます。

収入でございます。

第１款資本的収入は１,１１０万円を増額し、３億５,９０４万２,０００円とするものとさせていただきます。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は１,１１２万１,０００円を増額し、５億７,０５４万６,０００円とするものとさせていただきます。

第３条は、予算第１０条を第１１条とし、第６条から第９条までを１条ずつ繰り下げ、第５条の次に次の１条を加えるものとさせていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。

（企業債）第６条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は施設整備工事（簡易水道）、限度額は１,１１０万円で、起債の方法、利率及び償還方法は表の記載のとおりでございます。令和３年４月２７日提出。

議案書の59ページをお願いいたします。

令和３年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

資本的収入でございますが、第１款資本的収入、１項企業債で１,１１０万円の増額は、小坂簡易水道落合浄水場の取水である小黒川において、取水施設からの導水管上に排泥弁を設置する工事について起債をするものとさせていただきます。

次に、資本的支出でございます。

１款資本的支出、１項建設改良費１,１１２万１,０００円を増額は、令和２年７月の豪雨災害時にしまして、小坂簡易水道落合浄水場の取水である小黒川の濁流によりまして土砂等が取水施設から導水管に流入し詰まりが発生しました。令和３年３月下旬の大雨によりまして完全に詰まってしまう、復旧に大変手間がかかりましたので、梅雨の時期までに濁流発生に備え、導水管が詰まらないよう排泥弁を設置する工事を実施し、有事の際の円滑な対応と安定的な取水確保に努めるものとさせていただきます。

議案書60ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実

施計画明細書でございます。

議案書の66ページをお願いいたします。

地方債の見込みに関する調書でございます。

上水道事業債及び簡易水道事業債で、表の右の当該年度末現在高見込額を御覧ください。

上水道事業債が7億4,550万9,000円、簡易水道事業債が25億4,398万9,000円が令和3年度末の残高見込みの金額でございます。

以上で、議第61号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（中島達也君）**

次に、議第62号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

**○金山病院事務局長（加藤和男君）**

それでは、議案書67ページをお願いいたします。

議第62号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和3年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款病院事業費用のうち第1項医業費用を171万6,000円増額して、15億1,669万5,000円いたします。令和3年4月27日提出。

68ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1項医業費用、3目経費を171万6,000円増額いたします。増額は、令和3年3月末で内科医師1名が他院へ異動となり常勤医師が減少したことから当直に当たる医師を確保する必要性が生じたため、医師紹介サービスの利用料を計上するものでございます。医師紹介サービスは月に48時間、土曜日、日曜日、祝日の当直に当たる医師を確保するもので、サービスの利用料は月額14万3,000円を12か月計上しております。

69ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（中島達也君）**

ここで、総務部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

すみません。議案書の47ページをお開きください。

先ほど議第59号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例についてで、提出日を私、令和3年4月27日と申し上げました。これが正しいものですが、議案書のほうが令和2年4月27日となっております。私が申し述べましたとおり、令和3年4月27日が正しいものでございますので、おわびをして訂正をいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

皆さん、おはようございます。

私からは、子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金のことで、一、二点伺いたいと思います。

これは国の施策によりスピーディーに行われるものと思っておりますが、低所得のひとり親世帯に給付されるものでありまして、児童扶養手当を支給されている方、また年収が一定以下に減少した世帯ということですが、こういった支給手続を予定されておるのか、その辺、現在分かる方というか、その方法を教えていただけませんか。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

今ほどの質問でございますけれども、児童手当を受給されている世帯につきましては、申請をなしということで、支給時に交付をすると、こちらから5万円を支給するということでお支払いをします。あと、公的年金の受給者、それから今申し上げました家計の急変者については、申請をいただいた後に交付をするというような手続で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

その先ですが、報道によりますと、非課税の二人親世帯にも給付されるということがうたっていました。それについては、ぜひマイナンバーで支給というか、支給作業の手間と時間を大幅に削減できるような手続等の準備はされているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

二人親世帯については、これから手続をしていくということで、まだ詳細が示されておりません。詳細が示されました後に、手続等についてはしっかり御案内をしていきたいと思ひますし、その交付の仕方についても、どういった交付の仕方ができるかについては、国・県からの指示をいただきながら、取扱いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

去年の10万円の定額給付金では、大変申請に混乱を生じたようなことがありました。せっかくマイナンバーが普及しつつありますので、ぜひ活用できるように万全の準備で臨んでいただいて、スピーディーに交付できるように準備のほどをよろしくお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9 番 今井政良君。

○9 番（今井政良君）

56ページの温泉保護費について質問をさせていただきたいと思ひます。

この件につきましては、私は、議長が所用でいましてしたので、代理で陳情書を受け取りました。4月12日の10時過ぎだったと思ひます。そのときに、この案件につきましては、陳情書に書いてあるとおり、昨年7月豪雨災害によりまして、共有2号線の電源ケーブルが露出損傷したというようなことで、非常に温度も高く、湯量もあって、重要な源泉であるというようなことで説明を受けました。また、昨年8月3日には、下呂温泉事業組合から温泉利用料減免分の支援について陳情がありまして、その後1,425万円の支援をされました。

今回、お聞きしたいのは、私に説明をされた段階で、写真も見せていただきましたけれども、早急にやらなきゃいけないというようなことでありまして、たまたま温泉保護費、下呂温泉保護対策緊急支援補助金につきましては、何とかこれを使ってやりたいというようなことでありました。中身を見ますと、既にその工事は終わっています。陳情前に工事が完了したものを、私に対し、工事がやらなきゃいけないというようなことで、下呂市議会に陳情書を出されてみえます。その点、観光商工部長、同席でありましたので、その辺確認をされていたのか、まず1点、そこからお伺いいたします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今、副議長のほうから、今井政良議員のほうから4月12日に陳情書というお話をいただきましたが、私もそのときに同席をさせていただきました。それまでの状況は、下呂温泉事業協同組合

から、このポンプの修繕におきましては、先ほど議員が言われたとおり、非常に重要な温泉であるということ、それから7月以降も、その1本を稼働しないで何とか11本で、非常に厳しい湯量ではございましたが、通常以上の負荷をかけて稼働しておったということをお聞きしておりましたけれども、いよいよこの4月以降、ゴールデンウィークでありますとか、G o T o トラベルがまだ再開は決定されておりませんけれども、そういった状況を見、それから昨年の7月以降も豪雨により増水が予想されることから、工事ができないということでしたが、何とかこの湯水期に工事をやりたいという状況は聞いておりました。それから、温泉も当然足りないと、非常に近々にこの工事を完成させなければならないということは、この陳情前にでもお聞きしており、非常に厳しい状況にあるということは承知をしておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

承知をしていましたということは、工事をやっていたという確認をしての陳情であったということで、いいのですか。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

工事の現場は確認はしておりませんが、そういった行為は行いたいという状況は承知しておりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

今の答弁では、工事を行いたいということでしたので、工事はやっていないという認識でいいんですか。その辺しっかりしていただかないと、本当でないと思います。私の言いたいのは、既に工事が終わっておる段階で、4月12日、陳情に見えたわけですね。破損した写真も見せていただきました。私も議会の副議長という職で、議長代理ではありましたが、これは大事なことから何かしてやってくれと、たまたま部長が温泉保護費の基金があるからというようなこともお話をされました。そんならそれから使っていただきたいと、使ってやっていただき、何とか下呂温泉、これからゴールデンウィークを迎える中で早急にやっていただければいいんじゃないかなあという思いでした。そのときは、工事が終わっておるなんてということも一言も言われませんでしたし、昨日、実は私、8時半に聞きました。ショックでした。議会被軽視されているんじゃないかなと。議会の代表として、陳情書を受け取った本人として、これは許されない。これを認めたら、全てが認めなければいけない。僕はそう思います。傷んでいたなら、直してしまっ

た、それなら正直に何とか支援してもらいたいという陳情書であるべきでなかったのかなということ 생각합니다。

それと、先ほどもちょっと言いましたけれども、昨年８月３日に温泉利用料減免分の支援を陳情書が出たわけですね。１,４２５万円を当事業所に助成したわけです。なぜその段階で、この源泉が損傷していることを、この陳情書に含めて出していただけなかったのかなと、残念で仕方ありません。

それと、この基金につきましては、第３条に温泉地再開発基金は観光施設等の拡充整備を図るため、第８条には基金はその設置の目的を達成するための財源に充てるため、そういったようなことでうたっています。支援のためには使えないという判断で、僕は受け取りました。

本当にその工事をやっていないということを知ってみえたのか、それが一番問題なんですけど、市長も多分ひょっとして現場へ見に行かれたというようなこともちょっと聞いたんですけど、その辺、市長、どう思われましたか。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

私も４月１２日、要望を受け取りました。その後、議会のほうに行かれたということで、私もそのときは正直まだ工事は終わっていないというふうに感じておりましたので、翌日、現場を確認しました。現場を確認しましたら、工事はほぼ終了しておる状況でございましたので、私自身も確かにあれっとは思いました。もう一度、確認をさせていただきました。確認した内容でいけば、ここの文章には、陳情にはこのように書いてあるけれども、決して隠し事をするとか、後先になって、そこは申し訳なかったけれども、工事をするというで非常にまた厳しい状況になった、お金を非常にたくさん使うことになったんで、支援をしていただきたいという内容でございましたので、私はさほど、工事が前後であったにしても、内容がこういう書き方にしてあったにしても、決して、それは見に行けば分かる話ですから、決して相手様も我々をだまして何かしようというつもりではさらさらないということも理解させていただきましたので、本来でしたら、確かにこの内容のところに工事は完了しておりますがというふうに書いていただければ一番よかったとは思いますが、これをもってして支援をしないと、そういうことではなくて、やはり工事が後先になったところは、今後書き方に注意していただくにしても、実質本来のことからすれば、やはりここは支援をする必要がある、非常に厳しい状況に追い込まれておりますし、現在も各旅館に対しては減額の補助をしてみえるということもありますので、今、こういうコロナが非常にいつ終息するか分からない、旅館も非常に厳しい状況に追い込まれておりますので、観光立市の下呂市としては、何としてもここは、そういう事情はありますが、ここはしっかりと支援をしていきたい、こういう形で、私、今回提案をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）



9 番 今井政良君。

最後にしてください。

○9 番（今井政良君）

市長も現場へ見られたということで、昨日ちょうど伺ったんですけど、この陳情書、4月12日の日付で、12日の朝受け取った文書なので、一番下のほうに、早急に修理工事を実施し温泉の安定供給につなげていきたいという思いが書いてありました。ここに書いてあるということは、この陳情書によって、どれだけでも早くやりたいと、工事をやっていた、終わっていますというふうには書いてないだもんでね。気持ちは分かりますけど、やっぱり陳情書というものは、そんなに軽いものではありませんし、私も議長代理で初めて受け取ったその責任はあります。報告もしましたが、やっぱりその辺はしっかりと吟味してやっていただかないと、こうであろうとか、そんなもんで済ませてもらうと、またいろんなトラブル等につながっていくんじゃないかなと、その辺だけは注意をしていきたいなと思っております。副市長、何かありましたら、お願いします。

○議長（中島達也君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

本来の補助金の流れにつきましては、やはりしっかり予算を確保した上で交付申請書をいただき、そして工事の着工、完成後には補助金の交付というような流れになると思います。今回の令和2年7月の豪雨災害の施設の復旧の事業であれば、これは今、今井議員がおっしゃられたように非常に時間がありましたので、令和2年度中の9月なり12月なり、または3月というところで繰越事業というようなことで適宜予算化するタイミングというのはあったんだろうというふうに感じております。

そうした中で、この令和3年4月12日に陳情書が提出されまして、先ほど市長が答弁されたように、現場を見に行ったらところ済んでいたということでございました。事業組合としましては、先ほど観光商工部長の話がありましたように、5月の連休前に何とか工事したいとか、渇水期でないとなかなか河川のほうに入って工事ができないということで、既に工事をしてしまったということなんですけれども、やはりこれについては、この陳情書を出す際に、やはり相手方と担当部局のほうがしっかり意思の疎通というか、こういうものを出すけれども、ここはしっかり確認されているかというところについて、やはり確認不足があったということは、これはおっしゃるとおり、御指摘のとおりだというふうに思っております。

ただ、今、市長が答弁されたように、3月に議会のほうも国のほうに意見書を提出していただきましたけれども、その中でもやはり下呂市というのは観光立市ということで、観光消費額による波及効果が非常に大きいということで、現在、事業組合のほうにおきましては、源泉の温泉の使用料を減免されておりますけれども、そういったこともあって、陳情書にあるとおり非常に資金繰りに苦労しているということでございましたので、今回は4月13日、市長が確認をした後に、

やはりそれでも事業組合さんを通じて、旅館、ホテルのほうに支援になるということで、これは後先になる話になりましたけれども、しっかり支援をしてまいりたいということで、今回計上させていただきましたので、どうか御理解をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

同じ56ページの観光振興団体活動事業助成費の650万、下呂温泉まつり負担金を花火物語のほうへ回すというこの案件なんですけれども、この冬花火が5月末までずっと実施されていて、それに6月、7月が今度追加になるということなんですけどね、この花火そのものを実施のことについて言うんではないんですけれども、まずこの冬花火をそのままやり方も継続するのか、その部分。それから、冬花火のほうの宣伝の在り方で、一応5月末までという、こういう形になっているんですけれど、同じやり方で6・7月もやるのか、そして宣伝方法の部分で、毎回2,680発を上げるという取組なんですけれど、同じように6月、7月もこの2,680発を10分間で土日、毎夜上げるというやり方をするのか。6月、7月は新しい夏の8月3日の花火の繰替えということなので、この宣伝の在り方はどうされるのか、そこをお尋ねします。

もう一点、場所についてですけれども、冬花火のほうは下呂大橋よりちょっと下手、それから8月3日の花火は下呂大橋より上のほうで実施なんですけれども、場所についてはどういうふうになるのか、そのままなのか、その点も併せてお尋ねします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

この花火につきましては、組替えをさせていただきまして、現在5月まで開催しておるやり方とほぼ同様の内容というふうにしていくと聞いております。

ただし、予算の範囲内でございますので、6月、7月については、7回の土曜日と、毎週土曜日ということで聞いておりますし、場所につきましては、現在と同じ下呂大橋の下流ということでございます。現場を見ていただいたとおり、非常に密のほうも、ソーシャルディスタンスを我々スタッフのほうで、それからそれぞれの実行委員会の中で、しっかりと対策を取って進めておりますが、非常にたくさんのお客様に来ていただいておりますが、下流で時間が短いということで、しっかりと消毒でありますとか、マスクでありますとか、それから間隔でありますとか、しっかり取っていただいておりますので、開催の方法については、今と同様の内容にしたいというふうに思っています。

それから、発数についても、現在チラシでは5月末まで2,680となっておりますが、当然これも予算の範囲内ということになりますので、今回650万ということで、夏花火のものを下呂温泉

まつり負担金の中の花火に係る負担金のみ650万ということでさせていただきましたので、この予算の範囲内で7回分の土曜日に充てたいと思いますので、発数については現在2,680発そのままということは聞いておりませんので、今後この補正予算が認められれば、しっかりと予算の範囲内で、しっかりと計画されるものというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

形式や場所は同じような形ということなんですけれども、この花火の上がる5月末までの土日で実施されている1回2,680発の根拠の説明アナウンスを、毎回、今年は建国2,680年ですから2,680発上げますというようなアナウンスがされるんですけれども、この部分について、どのように改善されるのかお尋ねします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今おっしゃられたとおり建国2,680年ということで2,680発ということになっておりますが、この花火物語については毎回、今年度でなくても、約2,000発から2,500発は上げておりましたけれども、2年度についてはちょうど2,680年を迎えるということで、2,680に合わせたということでございますが、この実行委員会につきましては、各旅館組合でありますとか商工会、それから青年会議所の青年部、特に若い方たちがそういった数字合わせで上げておるところもございますので、今、建国というところはもちろん非常に重要視すべきかというところは承知しておりますので、今現在、実行委員会の方たちとその辺はしっかりと確認をさせていただいて、この5月までは既にチラシが出来上がっておりますので、それから告知のほうも既に録音されておりますが、録音についても修正できるものであれば修正ができるというふうに考えておりますので、実行委員会としっかりと建国について再度確認をさせていただいて、実施のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

私、今回の案件について感じましたことを申し上げますが、まず工事代金の問題ですけれども、これは私一番大事だと思う、とにかく観光振興は大事だと、しかしながら、我々議会と、そして執行部へこういう要望書が出てきたという折、そういう経緯を考えると、ここは時間的にもっと早くから部長は気がついておったということが明快になったということなので、やっぱり手順を

しっかりと踏まないという誤解が生まれると。それで1つの考え方として、これは観光振興と別枠なんや。別の問題で、要するに手順をしっかりと踏んで、議会の承認を得て、そしてこれが執行されなければいけないということを大事にしないと、いろいろな問題に対してやはり観光部長、こういう厳しいときなんで、いろんなことが今後も出てくるとは思いますけれども、しっかりとその辺をチェックして、我々議会も本当に協力をしてやっていきたいという気持ちは皆さん持ってみえるので、これはやっぱりそのためにチェック・アンド・バランスが必要だと、しっかりとチェックをする中で円滑にこの財源が執行されると、こういうことを誰にでも我々が説明できる段階を踏まないといかないということで、これは非常に執行部の中でのコミュニケーションが本当にできておるんかということを今、感じたわけです。

したがって、部長はこれからもやはり、副市長がおるで、副市長もしっかりとその辺のチェックをして、そしてこういうものを我々議会に相談をかけてもらう、こういう手順だけはしっかりと踏んでいただきたい、強くお願いをしておきます。それと観光振興はこれは全然別の問題で、観光振興はみんなでやらなん、こういうことで一致しておりますので、そのこともやはり我々は誤解のないようにしっかりとやっていただきたい、お願いします。以上です。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ありがとうございます。

私も経緯の中で、私も現場を確認して、確かにこれはどういうことということで確認をさせていただきました。工事が既に完了しておる、工事当然やっておるときがあったわけですから、その辺りはしっかりと我々執行部も把握をしながら、もう既にその前のほうから、そういうお話も順次いただいていたようですので、その辺りもまた我々執行部のほうから各担当部長のほうには、しっかりとその旨確認をして、そして執行するよということをしつかりとまた指導してまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほどの温泉保護費について質問させていただきます。

確かに補助金ということですので、しっかりとこの補助金要綱に沿った手続はされなければいけないと思います。ですので、やはり補助金交付を受けようとする事業者はということで、第3条の中で、必ず事業計画書、収支予算書というものを提出するということになっております。既に完成しているということは、もうこれに該当しないので、この現場の完成が分かった時点で、こ

れはもう事業の補助には当たらないという判断を本来されなければいけないですし、現場が完成しているというところを当然、議長代理で要望書を受け取られた副議長のところにも報告が行くのが当然だと思いますけど、まずその手続がされなかったということに、なぜそうになっていたのか、その点をまず御説明いただきたいと思います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

先ほど来、4月12日前にということはお聞きしておりまして、それから議員のほうからも今、予算書の話もお聞きしました。そういった中で、私としまして、昨年12月に1,425万という大きな支援をさせていただきまして、経営上の中にしっかりと入ることはしておりませんけれども、当然3月見込みでどういったような決算状況になるのであるかというところも確認させていただいておりました。何とか金額は申し上げませんけれども、それなりの繰越しが1,420万を含めてあったようですけれども、この4月以降についても大変非常に厳しい状況があるということ、それから減免も昨年から1年間されておられまして、1億以上の収入減があったということで、非常に厳しい状況であることが確認をしておりましたが、そういった中でも、事業組合さんはこの補助金を頂いておりましたので、昨年の12月に、何とか自分たちの努力の中で、経費の削減でありますとか、そういうことも非常にされておられました、報酬でありますとか、給与のほうも非常に削減をされて努力をされておられて、何とか自分たちの努力の中でできないかということで考えておられて、工事のほうも渇水期であるということで事前に着手されておられましたが、この状況を見てくると4月以降も当然、減免を引き続きしないといけないような状況になったことから、急遽この工事に見合う分を何とか御支援いただきたいというところで要望が来たところでございますので、手順については補助金の流れでいけば、当然おっしゃるとおり、そのルールに沿っておりませんので、ここについてはしっかりと大変申し訳なく、謝罪を申し上げたいと思いますが、4月12日前後の順序については、そういった中で、仮にややもするところの補助金が頂けないという状況であったとしても、これは当然直さなくてはいけない状況でございましたので、事業組合さんはそのところも覚悟をされて進めておられたというところも確認しておりますので、でございますが、4月以降も見れば、非常に状況が厳しいということで、急遽この要望書を出させていただいて、工事に見合う補助を頂けないかというところでもございましたので、この申請のルールには、少しと言いますか、ルールから反した状況になってしまったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

もう一つ、副議長への説明がなぜなかったかというところ、お願いします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

4月12日に副議長に対し要望させていただいておりますので、当然工事が完了して、通湯といまishょうか、配湯ができた状況のときには、しっかりと陳情先である議会のほうに報告をするべきだったというところは今、感じておりますので、その点につきましても謝罪させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

大変申し訳なかったということでございますが、やはりこの補助金制度というのは、当然の基本中の基本ですので、この制度に沿っていないところのものを認めるということはとてもあつてはいけないことですので、これはまた議会のほうでしっかり考えなければいけないことだと思います。

そうしまして、どこの企業さんも今このコロナで大変なのは承知しておりますし、こちらのところも陳情書の中にもそう書いてあります。しかし、昨年8月に出された陳情書では、減免というところの支援をということで、陳情書の中にはその減免に対する金額、そしてどれだけ減免による資金が必要であったかというところのしっかりこういう数字を出しての陳情書でした。これを受けて、市の中でこれは大変だということで、先ほど1,425万という金額で補償させていただいております。そうなりますと、今回、財政が大変という話ですが、じゃあ一体どんだけ大変なのか、工事費を出すに当たって、どういう基準でこの工事費を出すということになってしまったのか、しっかりこれは工事と財政支援は分けなければいけないと思いますので、そこはどのような判断をされたのか伺います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

昨年の12月時点では、4月から既に12月までの減免による減額、それから1月から3月までも引き続き同様の内容で減額をしなければならないということでございましたので、そのときにはその減免に見合う、2分の1でございましたが、しっかりと使用トン数、それから単価が上がっておりますので、それによって減額分の2分の1ということでさせていただきましたが、今回については4月以降につきましてもまだまだ未定なところがございまして、3月の卒業シーズンのところでもたくさんのお客さんに来ていただきました、少ないながらも来ていただきました、そういった状況、それからゴールデンウィーク、それからその当時もG o T oについては若干の希望といいまishょうか、そういうものもございまして、減免につきましても、多分せざるを得ん

状況ではあるんですが、まだまだ未定なところがありましたので、減免に見合う金額というのは正確といえるでしょうか、しっかりと支援に見合うその金額を計算することはできませんでしたので、今回、この災害によって本来自分たちでやらなければならないと考えておった560万の工事が非常に圧迫するという状況でございましたので、その工事に見合う金額を支援させていただくということで、560万というのをを出させていただいたところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

13日に工事が完成しているということを確認してみえる上で、20日に開催されました議会運営委員会でもそのときでもまだ工事の改修のための補助金という御説明でした。内容がもう既に変わっているのに、議会運営委員会ではそのような説明をされているというところは、理解できないんですが、なぜあくまでも工事費というようにお話だったのか、その辺伺います。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今ほど説明申し上げましたとおり、13日には土木の工事でありまして、電気の配管の工事が済んでおりましたが、当然、工事は完成と言えば完成なのかもしれませんが、当然、電気をすぐ通したところで、これまでと同様の湯の量でありまして、同様の温度の湯を配湯できたというところまではそのときにはまだ完成確認をできておりませんので、工事は完成しておったかもしれませんが、通常どおり配湯できたかというところでは、その時点では確認しておりませんので、4月20日の時点ではこの工事に見合う分を補正させていただくという表現で説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（中島達也君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

今、いろいろな御指摘をいただきました。まさしく御指摘いただいたとおり、本来しっかりとした手続が済んでいれば問題なかったことだと思います。特に今回問題なのは、当然その手続なんですけれども、この陳情書そのものが、もう少ししっかり意思の疎通ができていて、こういう状況ということがしっかりうたわれていれば、本来逆に言うと、事業組合さんとしては本来当然受けることができる補助金がこちら側の手続のミスということで受けられないということになりますと、これは本当に市側のミスで相手側に非常に御迷惑をかけてしまうということになりますので、今までの経過の中で議会のほうにもしっかりと説明ができていなかったこと、こうした点も非常に反省すべき点というふうに思っております。

ただ、先ほど伊藤議員もおっしゃられたように、支援と手続というのは別問題ですけれども、

本来であれば、これはこうしたことで必要だということで御見解いただいておりますけれども、本来なら受けられるものをもし市側の適切な手続じゃないということでお認めいただけないということになると、相手方のほうに非常に迷惑かかりますので、何とかこの辺を御理解いただきまして御了解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

今、副市長の申し上げたとおりでございます。非常に大変申し訳ない、手続上のいろんな議会を軽視したような、結果そんなような話になっておりまして、大変申し訳なくは思っておりますが、ただその法律の手続を経ていないということではなくて、この補助金の交付規則の第4条の第3項のことを中島議員はおっしゃられていると思います。補助事業等が工事の施工に係るものであるときはその実施計画書ということをおっしゃってみえると思うんですが、一方で、第21条には補助金等の交付手続の特例というものがございまして。市長は別に定めるところにより第4条、ほか第7条、13条の規定に関わらず、当該条項の手続を併合し、または省略して補助金を交付することができるというような特例規定がございまして、法律に全く違反しているというわけではなくて、私もこの12日、そして13日に現場確認しました。そして市の中でいろいろ話をして、やはりこれは補助する必要があるでしょうというような判断をさせていただきまして、この21条の特例で15日、この起案で決裁をさせていただいたところでございまして、手続的には非常に不備があつて大変申し訳ないなというふうには思っておりますが、決して最終的な法律違反であるということではないことだけは、どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第60号から議第62号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、議第60号から議第62号までの3件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

7番 中島ゆき子さん、動議の内容は何ですか。

○7番（中島ゆき子君）

休憩の動議です。

○議長（中島達也君）



賛成者は。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

それでは、この動議は複数の賛成者がありますので成立をいたしました。

休憩の動議を議題として採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、休憩動議は可決されました。

休憩します。再開時間は館内放送でお知らせいたします。

午前11時14分 休憩

午後1時15分 再開

#### ○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第60号から議第62号までの3件について討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

#### ○7番（中島ゆき子君）

7番 中島ゆき子でございます。

議第60号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）について、反対の意見を述べさせていただきます。

下呂温泉保護対策緊急支援補助金565万円は、令和2年7月豪雨により被災した源泉の修理費用について補助するものですが、4月12日に下呂温泉事業協同組合からの陳情書を議長代理で副議長が受理したときは、被災した現場の写真を見て説明を受け、早期の復旧を受け付けました。翌日13日に市長が現場を確認したところ、既に完了していることを確認しています。しかし、そのことについて副議長に報告はなく、さらに20日の議会運営委員会でも工事への支援と説明があるのみで、完了したことへの報告はありませんでした。

コロナ禍の中、どこの企業も経営が厳しい状況はよく理解していますし、災害復旧であることも承知しております。しかし、昨年7月に被災してから月日もたっており、今までに正式な手順で補助金の申請はできたと考えます。下呂市補助金等交付規則第21条により市長の特例は定められていますが、それに頼ることなく正式な手順で補助金の申請はできたと考えます。

以上のことから、私は、議第60号、令和3年度一般会計補正予算（第2号）について反対をいたします。

#### ○議長（中島達也君）

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

次に、反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第60号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど可決されました議第60号について、本件について議長より一言申し上げたいと思います。

我々議会は議決権という重い責任を負っております。一方で、市長は提案権、執行権があります。提案、議決、執行という議会制民主主義の根幹であると理解をしています。

先ほど、議会軽視に抵触するのではないかというような判断から、休憩動議が可決され、議員討議を行いました。全員が発言され、活発な議論が展開されました。今回の温泉保護費565万円の交付については、誰一人反対される方はなく、重要性、緊急性から見ても交付されるべきとのことであります。しかし、今回の執行部の対応は、補助制度に問題がないとの説明がありましたが、本来の手順を踏んでいないと認められ、市長、副市長、担当部長からも先ほど謝罪の発言もありました。

今後は、外部からの要望についての予算計上は、財務状況、契約状況、決算状況等の裏づけ資料も添付されるべきであると考えます。今後も慎重な予算要求をされるよう、ルールに沿った対応を望むものであります。

また、先ほど議案の一部誤りもありました。本会議に上程する意義の重要性をしっかりとされ、再発防止に努めていただきたいと思います。

さて、心配されるコロナ禍も見通しができず、事業者は大変な思いで、大きな不安を持たれながらも営業をされております。今こそ市長が言われるワンチーム、議会と執行部がしっかり緊張感を持ち、進んでいくことが大事であります。我々議会もまだまだ不備な点もあり、執行部への御迷惑をおかけする点多々あります。しっかり議会としてもやっていくつもりでございますので、よろしくお願いします。以上です。

---

### ◎委員会提出議案第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（中島達也君）

次に、日程第11、委員会提出議案第3号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議についてを議題といたします。

委員会提出議案第3号について趣旨説明を求めます。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会委員長 鷺見昌己君。

#### ○下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員長（鷺見昌己君）

委員会提出議案第3号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議について。

下呂市議会会議規則（平成16年会議規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議を提出する。令和3年4月27日提出。提出者、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会委員長 鷺見昌己。

提案理由。下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会が設置された所期の目的が達成されたため、廃止するもの。

次のページをお願いします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議。

次のとおり、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会を廃止するものとする。

1. 廃止の理由。下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置目的としていた当該事件に対する特別監査及び内部調査の結果報告の検証、再発防止策等に係る調査検討及び提言が完了したため廃止する。

廃止に関する決議は以上となりますが、この委員会の廃止に至った経緯の概要を説明させていただきます。

昨日、特別委員会の調査完了に伴う改善提言を含めた最終報告書を議長から市長に提出していただきました。最終報告書は、特別委員会活動の経過をはじめ、調査内容と検証、原因と改善措置事項の確認、合掌村使途不明金事件における再発防止の取組等に係る提言事項などを取りまとめたものになっています。

委員会では、①建設工事発注は下呂市事務決裁規程、契約関係統一事項を遵守し執行すること、特に随意契約については慎重に判断を行うこと。

②合掌村での切手取扱いを廃止すること。

③一般会計と合掌村企業会計（公営企業会計）では会計の方式が違うため、職員に分かりやすく、経営意識への転換などマネジメント教育を人事異動時に行うこと。

④職員の職務分掌を明確にし、内部牽制機能を強化すること。

⑤会計年度任用職員の契約を、繁忙期、閑散期を考慮した契約に見直すこと。

⑥会計諸書類の保存期限等、公文書規定を遵守すること。

⑦この事件が風化されないよう使途不明金総額を目標額とし、損害賠償金や経営努力による利益を積み立てる（仮称）下呂温泉合掌村使途不明金対応基金を創設するとともに、同基金の状況を随時公開すること。

⑧合掌村は一事業所として独立採算制で経営していることから、一般会計からの繰り出しは行われていないことを市民に分かりやすく説明するとともに、事件の詳細な経緯を広報「げろ」等で周知すること。

以上8項目を再発防止の取組として提言させていただきました。

昨年5月に端を発したこの事件ですが、平成23年以降の合掌村事業会計を決算審議し、認定してきた議会の責任も重く、この不正を見抜くことができなかったことを真摯に受け止めております。今後、市民の信頼回復に向け、議会として慎重な審議に努めていくことを約束し、最終報告とさせていただきます。

#### ○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第3号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の廃止に関する決議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩いたします。再開は13時40分といたします。

午後1時32分 休憩

午後1時40分 再開

○副議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、中島達也君から議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（今井政良君）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、中島達也君の退場を求めます。

〔議長 中島達也君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させていただきます。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、朗読させていただきます。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。令和3年4月27日、下呂市議会議長 中島達也、下呂市議会副議長 今井政良様。

以上です。

○副議長（今井政良君）

お諮りいたします。中島達也君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中島達也君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中島達也君の入場を許可します。

〔中島達也君 入場・復席〕

休憩いたします。

午後 1 時43分 休憩

午後 2 時20分 再開

○副議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第 2、選第 1 号 下呂市議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第 2、選第 1 号 下呂市議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

---

◎選第 1 号について

○副議長（今井政良君）

追加日程第 2、選第 1 号 下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 鷲見昌己君と 2 番 田口琢弥君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

投票箱につきましては、異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員におかれましては、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

それでは、記入をお願いします。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。順次お願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。1 番、2 番議員、お願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、一木良一君 9 票、今井政良君 3 票、中島新吾君 2 票、以上のとおり。

この選挙の法定得票数は4 票であります。よって、一木良一君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました一木良一君が議場におられますので、会議規則第32条第2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました一木良一君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

#### ○新議長（一木良一君）

皆さん、ただいまは選挙の結果、一木良一に御投票いただき、議長に推薦いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。改めて議長の責任の重さをただいま痛感しているところでございます。

今年1 年、この緊張感を持って、そして議員の皆様の御意見やいろいろな御指導、御鞭撻をいただきながら、1 年間誠実に、熱意を持って一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

#### ○副議長（今井政良君）

ここで、私が議長に副議長の辞職願を提出するために休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時40分 再開

#### ○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、この臨時会の会議録署名議員となっていました私が議長の職務を行うことになりましたので、会議録署名議員の追加指名をいたします。

13番 中島新吾君にお願いをいたします。

追加日程がございますので、配付をいたします。

〔追加日程配付〕

休憩中に、今井政良君から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎下呂市議会副議長の辞職の件

#### ○議長（一木良一君）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、今井政良君の退場を求めます。

〔副議長 今井政良君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

#### ○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し出ます。令和3年4月27日、下呂市議会副議長 今井政良、下呂市議会議長 一木良一様。

以上です。

#### ○議長（一木良一君）

お諮りいたします。今井政良君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、今井政良君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

今井政良君の入場を許可いたします。

〔今井政良君 入場・復席〕

休憩をいたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

#### ○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕



ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

---

### ◎選第2号について

#### ○議長（一木良一君）

追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 飯塚英夫君と4番 森哲士君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、田中副武君12票、吾郷孝枝さん2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田中副武君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました田中副武君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました田中副武君の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

#### ○新副議長（田中副武君）

ただいまは副議長選挙において多くの方々の御推挙をいただき、副議長に当選をさせていただきました。大変にありがとうございます。今、この場に立って、身の引き締まる思いであります。

先ほども申し上げましたが、議長をしっかり支えながら、議員相互の連携をますます図っていくことで、開かれた議会を目指しながらこの1年頑張ってまいりますので、どうか執行部をはじめ、議員の皆様方に御協力をお願い申し上げ、当選の御礼の挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

#### ○議長（一木良一君）

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせいたします。

午後3時06分 休憩

午後4時25分 再開

#### ○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいま配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任についてを日程第13、下呂市議会運営委員の選任の後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任を日程第13の後に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎下呂市議会常任委員の選任について及び下呂市議会運営委員の選任について並びに下呂市議会特別委員の選任について

#### ○議長（一木良一君）

日程第12、下呂市議会常任委員の選任について、日程第13、下呂市議会運営委員の選任について、追加日程第5、下呂市議会特別委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員の選任について、下呂市議会運営委員の選任について及び下呂市議会特別委員の選任について、これについては、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

#### ○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、朗読をさせていただきます。

総務教育民生常任委員会委員、2番 田口琢弥議員、4番 森哲士議員、5番 田中喜登議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員、13番 中島新吾議員、14番 中島達也議員、以上の7名でございます。

産業経済常任委員会委員、1番 鷺見昌己議員、3番 飯塚英夫議員、6番 尾里集務議員、9番 今井政良議員、10番 伊藤厳悟議員、11番 一木良一議員、12番 吾郷孝枝議員の以上の7名でございます。

続きまして、議会運営委員、次のページでございますが、議会運営委員会委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、10番 伊藤厳悟議員、13番 中島新吾議員、14番 中島達也議員、以上の7名でございます。

予算特別委員会は議長を除く13名。

決算特別委員会も同じく議長を除く13名。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員も議長を除く13名。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員、議長を除く13名。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員でございます。1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、4番 森哲士議員、5番 田中喜登議員、10番 伊藤厳悟議員、12番 吾郷孝枝議員、14番 中島達也議員、以上の7名でございます。

続いて、議会改革特別委員会委員ですが、3番 飯塚英夫議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員、13番 中島新吾議員の以上の5名でございます。

広報広聴特別委員会委員、1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、6番 尾里集務議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員の以上の5名でございます。

以上です。

#### ○議長（一木良一君）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員、議会運営委員、特別委員に選任することに決定をいたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長、7番 中島ゆき子議員、副委員長に4番 森哲士議員。

産業経済常任委員会の委員長に6番 尾里集務議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

議会運営委員会委員長に10番 伊藤厳悟議員、副委員長、6番 尾里集務議員。

続いて、予算特別委員会委員長に9番 今井政良議員、副委員長、3番 飯塚英夫議員。

決算特別委員会委員長 中島ゆき子議員、副委員長、5番 田中喜登議員。

下呂駅周辺エリア等整備特別委員会委員長、6番 尾里集務議員、副委員長、2番 田口琢弥議員。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、10番 伊藤厳悟議員、副委員長、5番 田中喜登議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、14番 中島達也議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

議会改革特別委員会委員長、8番 田中副武議員、副委員長、6番 尾里集務議員。

広報広聴特別委員会委員長、2番 田口琢弥議員、副委員長、1番 鷺見昌己議員。

以上のとおりであります。

ここで、市長より発言の申出がありますので、許可をいたします。

市長。

#### ○市長（山内 登君）

ただいま議長から発言の機会を与えていただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって全ての提案議案に関しまして御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

この中で、前議長の中島議員からも御指摘のございました案件につきまして、温泉保護費の関係でございますが、この案件につきまして、本当に皆様方には大変な御迷惑をおかけ申し上げました。議案提案までの過程において議会への説明が極めて不十分であったということは明らかなことございまして、我々としてもしっかりと反省をいたしたいというふうに考えております。この件に関しまして、全て責任者、私でございます。私の責任であり、深く反省し、深くおわびを申し上げたいと思います。

一方で、コロナ感染症対策やワクチン接種の関係で、下呂市職員、今、一丸となって、休日返上で職務に精励をしております。極めて業務多忙でございますが、みんな一生懸命頑張っておるところであり、その職員の労苦にもしっかりと報いるためにも、今ここに居並ぶ我々幹部一同、今日の件をしっかりと肝に銘じさせていただいて、職務を果たしてまいりたいと感ずるところでございます。

また、先ほどお話のございました合掌村の使途不明金の問題でございます。こちらに関しましても8項目の御提案をいただきました。この件に関しましても、再発防止の取組にしっかりと御提案を反映させていただくようにこれから審議をしてみたい、また結果を皆様方に御報告をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、これから我々幹部一同一丸となって、しっかりと行政を担ってまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。まして、甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

#### ○議長（一木良一君）

これをもちまして本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和3年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでございました。

午後4時38分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月27日

議 長                      中   島   達   也

副 議 長                      今   井   政   良

新 議 長  
署名議員   11番              一   木   良   一

署名議員   12番              吾   郷   孝   枝

署名議員   13番              中   島   新   吾